

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

当社が発行した左記の前払式支払手段(プリペイドカード)について資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、左記の方法で払戻しをいたします(令和六年五月一日)

記

○前払式支払手段発行者の商号

株式会社ENEOSウイング

○払戻しの種類

次の前払式支払手段(プリペイドカード)

・燃料用「ENEOSWINGプリペイドカード」

・該当給油所については弊社ホームページにてご確認ください。

○お申し出及び払戻しの方法

・お買い求めになられた店舗へ燃料用「ENEOSWINGプリペイドカード」をご持参の上、弊社スタッフまでお申し出ください。未使用残高を確認の上、その場で現金にて払戻しさせていただきます。

※破損等によりカード内未使用残高が確認できない場合、払戻しできません。

○払戻しのお申し出期間

○令和六年五月一日(水)～令和六年七月三十一日(水)

右記お申し出期間内にお手続きをいただけなかった燃料用「ENEOSWINGプリペイドカード」につきましては、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

○お問い合わせ先

株式会社ENEOSウイング SS販売本部 SS販売部

〒四六〇―〇〇〇八 愛知県名古屋市中区栄三丁目六番一号

電話〇五二―二六九―三二八〇(九時～十七時 ※土・日・祝日を除きます。)

ホームページ <https://www.eneos-wing.co.jp/>

株式会社ENEOSウイング